

令和 6 年度 第 2 回新潟市特別職報酬等審議会 審議結果について

1. 開催日時・会場等

◆日 時 令和 6 年 11 月 11 日（月）午前 10 時開会 午前 11 時 00 分閉会

◆会 場 市役所本館 6 階 議会第 2 委員会室

◆出席者

（委員 5 名） 山本会長、岡崎委員、齋藤委員、正力委員、山際委員

（事務局 7 名） 総務部長、職員課長、財務企画課課長補佐 他 4 名

◆会議次第

1. 開会

2. 議事 市長・副市長、議員の期末手当引上げ月数の検討

3. 諮問

4. 議事 常勤の監査委員の期末手当について

5. 閉会

2. 議事概要

○ 期末手当の支給月数について、物価上昇や公租公課による控除分を考慮すると 0.2 月は引上げという意見があった一方で、一般職の期末・勤勉手当が 0.1 月引上げであるため、それよりも多い引上げ月数に対して市民感情として納得が得られないのではないかという意見があり、最終的に職員と同等とする 0.1 月引上げという結論に至った。

○ 期末手当支給月数の引上げの改定実施時期については、特別職のこれまでの改定の経緯を踏まえ、令和 6 年 12 月 1 日とした。

○ 常勤の監査委員の期末手当の支給月数について、昨年の審議会において、他都市との比較で年収水準が他の特別職の順位を上回る状況から俸給月額・期末手当を据え置くことが望ましいと答申したところであったが、本年においてもその状況は変わらないため、昨年に引き続き据え置きとした。

3. 審議結果

【市長、副市長、議員（議長、副議長含む）について】

期末手当

・年間 0.1 月分の引上げとし、支給月数を 3.10 月とする。

改定実施時期

・一般職の給与改定と同様に令和 6 年 12 月 1 日とすることが適当である。

【常勤の監査委員について】

期末手当

- ・据え置きとする。

答申書作成については、会長に一任とし、１１月１３日（水）に市長に答申することとした。

４．第１回、第２回審議会をとおしてのその他意見

- ・議員の政務活動費について、今回諮問事項となっていないが、議論する機会が必要ではないかという意見があった。
- ・特別職に長期休養等が生じた場合、自ら政治的責任のあり方を適切に検討すべきとの意見があった。
- ・常勤監査の俸給月額と期末手当の在り方について、根本的な議論が必要と意見があった。